

平成 18 年 12 月 1 日

各居宅介護(介護予防)支援事業者様
各(介護予防)訪問介護事業者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
介護指導課長

(介護予防)訪問介護における目的地を複数有する場合の通院・外出介助の解釈について

平素は本市介護保険行政に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、多くの事業者様よりお問い合わせをいただいておりますが、下記のような取扱いといたしますのでよろしく申し上げます。

なお、(介護予防)訪問介護は要介護者及び要支援者の居宅において行われるものであり、通院・外出介助においても居宅において行われる目的地に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得る場合については算定できるとされているところでありますので、本取扱いの運用に当たっては誤りのないようお願いいたします。

また、本通知は通院・外出介助の目的地を拡大するという趣旨のものではありませんのでご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 目的地を複数有する場合の通院・外出介助の取扱い

「自宅→目的地→目的地→自宅」という様な通院・外出介助であっても、介護給付・予防給付ともに、それが居宅において行われる目的地に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るものであって、以下の要件の全てを満たす場合に限り算定可能とする。

- 連続する複数の目的地がいずれも通院・外出介助の目的地として適当であること。
- 「自宅→目的地→目的地→自宅」という介助が、「自宅→目的地→自宅→目的地→自宅」という介助に比して合理的であること。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」については、「片道につき所定単位数を算定する。」という介護報酬の組み立てであるため、今後も「目的地→目的地」の部分については給付対象とはしないこととする。

介護保険課認定給付係 972-2593
介護指導課指定指導係 972-2592